

最大 **300万円**

住宅取得補助金

宮若市への永住を目的に、住宅を購入した人に補助します。

- **対象者**
宮若市に永住を目的として住宅を購入した人
- **給付額**
新築：50万円＋加算額（最大300万円）
中古：25万円＋加算額（最大175万円）
※子の有無や年齢、転入元などで加算額があります。
- **住宅購入期限** 令和9年12月31日
- **問い合わせ** 本庁地域振興係 ☎32・0773

最大 **60万円**

新婚世帯・子育て世帯 新生活支援補助金

賃貸住宅への引越し費用や敷金・礼金、家賃などを補助します。

- **対象者**
新婚世帯と子育て世帯
- **給付額**
婚姻日または転入日時時点で夫婦共に
29歳以下の場合：最大60万円
39歳以下の場合：最大30万円
- **問い合わせ** 本庁地域振興係 ☎32・0773

給付額合計 **10万円**

妊婦のための支援給付金

妊婦の経済的負担を軽減するため、支援給付金を給付します。

- **対象者**
妊婦給付認定を受けた人
- **給付額**
1回目：妊娠届出後 5万円
2回目：妊娠している子どもの人数を届出後、
子ども一人あたり5万円（双子の場合は10万円）
- **問い合わせ** 本庁母子保健係 ☎32・0570

自己負担 **軽減**

産後ケア事業

助産師などの専門家が、産後の母子の生活をサポートします。

- **対象者**
生後1歳未満の子とその母親
- **補助内容（自己負担額）**
課税世帯：ショートステイ（宿泊型）：2,500円
デイケア（日帰り型）：1,000円
アウトリーチ（訪問型）：1,000円
非課税世帯：無料
- **問い合わせ** 本庁母子保健係 ☎32・0570

自己負担 **免除**

多子世帯保育料減免

多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の利用料を減免します。

- **対象者**
市内認可保育園の利用者
- **補助内容**
第2子以降の利用者負担額の全額
- **問い合わせ** 本庁保育係 ☎32・0517

自己負担 **無料**

多子世帯届出保育施設 利用者支援事業

多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の利用料を全額補助します。

- **対象者**
市内届出保育施設（企業主導型保育施設を含む）の利用者
- **補助内容**
第2子以降の利用者負担額（給食費、延長保育料などを除く）の全額
- **問い合わせ** 本庁保育係 ☎32・0517

負担額 6割助成

自立支援教育訓練給付金

雇用保険の教育訓練給付金制度の指定講座の受講料を補助します。

- 対象者
講座受講前に講座指定と母子・父子自立支援プログラムの支援を受けている人
- 補助内容
教育訓練の受講者負担額の6割
※その他、加算される項目などがあります。
- 問い合わせ 本庁子育て支援係 ☎32・0517

自己負担一部 無料

子ども医療費負担軽減

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担額を高校生まで補助します。

- 対象者
高校生まで
- 補助内容（1 医療機関ごとの自己負担額）
就学前：入院・通院無料
小中学生：入院無料（9月まで500円）
通院1,200円まで
高校生：令和7年10月以降分のみ対象
入院無料・通院1,200円まで
- 問い合わせ 本庁国保年金係 ☎32・4004

給付額 10万円

保育士等就労支援給付金

待機児童解消のため、市内の認可保育施設に勤務する保育士などに給付金を交付します。

- 対象者
保育施設で保育実習を終了後、同施設に1ヶ月以上勤務した保育士など
保育施設に1年以上勤務した保育士など
- 給付額
10万円
- 問い合わせ 本庁保育係 ☎32・0517

月額最大 14万円

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が資格を取得するため養成機関で訓練する費用を補助します。

- 対象者
児童扶養手当受給対象の所得基準内のひとり親家庭の父母
- 給付額
課税世帯：月額7万500円～11万500円
非課税世帯：月額10万円～14万円
- 問い合わせ 本庁子育て支援係 ☎32・0517

原則3カ月 家賃補助

住宅確保給付金

就労支援などを実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援とともに家賃を補助します。

- 対象者
離職者などであって就労能力および意欲のある人で、住宅を喪失している人および喪失するおそれのある人
- 補助内容
原則家賃3ヶ月分（上限あり）
- 問い合わせ 本庁事務係 ☎32・9377

自己負担 無料

風しん予防接種費用助成

妊婦への風しん感染を防ぐため、予防接種費用を補助します。

- 対象者
妊娠希望者、その配偶者や同居者で風しん抗体価の低い人
- 補助内容
予防接種費用の全額
- 問い合わせ 本庁母子保健係 ☎32・0570